

橋本市告示第 106 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 5 項の規定により次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 25 日

橋本市長 平木 哲朗

名 称	赤塚区
規約に定める目的	地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
区 域	橋本市大字赤塚
主たる事務所	橋本市赤塚 232 番地 4（赤塚区集会所）
代表者の氏名及び住所	田中 祥博 橋本市赤塚 116 番地
裁判所による代表者の職務執行停止	無
裁判所による職務代行者の選任	無
代理人	無
解散の事由	・地方自治法第 260 条の 20 の規定 ・常会の議決に基づいて解散する場合は、総区民の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
認可年月日	令和 7 年 4 月 25 日